

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

国民スポーツ大会選手選考委員会規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）定款第40条の規定に基づき、国民スポーツ大会選手選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、国民スポーツ大会の監督、選手等を審査のうえ決定する。

第3条 委員会の委員は、会長、副会長、専務理事のほか、次の者により構成し、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 競技団体代表 4名
(冬季競技、夏季競技、屋内競技、屋外競技から各1名)
- (3) 郡市体育協会代表 2名
- (4) 学校体育団体代表 1名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名

2 前項の役員は、委員の互選による。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月23日から施行する。